「2011 年度自治体キャラバン行動・要望書」について(回答)

【泉大津市】

1. 行政のあり方について

(ア) 東日本大震災の被災地支援として、大阪の泉州7市2町(泉大津市、高石市、和泉市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、忠岡町、岬町)で3月15日に大船渡市へ毛布をはじめ、タオル、マスク、飲料水、食糧等の緊急救援物資を4tトラック2台で搬送。続いて、3月17日には泉州7市3町(熊取町参加)で4tトラック1台で相馬市へ、3月18日には、泉大津市・貝塚市・兵庫県高砂市等で大船渡市へ4tトラック1台で軽油や灯油・ゴミ袋・薬・納体袋等の救援物資の支援を行っております。

また、職員派遣については、3月末から5月未まで大船渡市や陸前高田市へ合計4回、総数6名を派遣し、給水活動の支援を行ったほか、岩手県山田町へ5月30日から5日間、心のケアのため健康保健相談員として保健師を派遣しております。

避難者の受け入れについては、総数9世帯18人で、市営住宅に1世帯を受け入れております。生活保護受給者は1世帯で、介護受給者は1名となっています。

- (イ)職員につきましては住民サービスの低下を招かないよう、適切な人員配置に努めてまいります。非常勤職員の方々への研修につきまして、庁内研修への参加を行っています。
- (ウ)より住民に近い基礎自治体として、大阪府から提示された移譲事務について、地 方分権・地域主権の趣旨から、また市民の利便性の向上に資する観点から、基本的 に移譲を受けるべきものと考えており、事務を受けるにあたっては体制を整えてま いります。

2. 国民健康保険・後期高齢者医療・健診について

① 一般会計繰り入れにつきましては、平成17年度から条例減免等に対する繰入がなされています。また、医療費が年々増加するなかでは、給付と負担の均衡を図るため一定の保険料は必要であると考えています。なお、保険料の引き下げのための財政措置については、毎年度、市長会等を通じて要望を行なっているところです。条例減免につきましては、災害等により損害を受けたとき、失業等により所得が著しく減少したとき、特別障害者がいる世帯などに減免を行っており、平成18年度において減免基準の拡充を行いました。

一部負担金の減免につきましては、平成18年度から取扱要綱を策定しており、 平成23年度から国基準に基づき一部見直しを行ったものであります。また、これ ら減免制度につきましては、「ホームページ」、「すこやかこくほ」などのチラシなど に掲載し、周知に努めています。 ② 資格証明書発行につきましては、保険料滞納者と完納者との負担の公平性の確保を目的とするものであり、個々の滞納世帯の実情を充分把握して対応しています。

財産の差し押さえにつきましても、同様に、保険料滞納者と完納者との公平性の確保を図るため、納付相談等に応じない悪質な滞納者について、預金・資産等の財産調査を行い、事前差押通知書により予告を行った上で滞納処分を実施しています。

短期保険証の留め置きにつき、高校生世代以下の子どもに対しては、1年証を郵送により発行しています。また、医療機関からの照会があれば保険証所持と同様に取り扱うこととしています。

- ③ 国保運営協議会委員の公募及び運営協議会の公開については、現時点では考えていません。
- ④ 特定健診の追加項目につきましては、これまでの住民健診との整合性を考慮しつつ、また、追加健診費用の保険料への転嫁ということもあって、市医師会との協議を踏まえ決定したものであります。また、費用負担についても同様に、基本健診との整合性を図るとともに、無料化による保険料への転嫁ということも考慮し、基本健診と同じ1,000円としたものであります。

がん検診の内容につきましては、「がん検診予防健康教育及びがん検診実施のための 指針」に基づいて、検診の種類や項目に従い実施しているところです。

また、がん検診と特定健診との同時受診につきましては、平成20年度より実施していますが、費用の無料化は予定しておりません。

- ⑤ 後期高齢者医療の保険料の独自減免については、本市単独の財政負担になること から導入については考えていません。
- ⑥ 市町村国保の広域化の目的は、脆弱な財政基盤を改善し、保険料の平準化及び国保財政の改善・安定化を図るためであって、将来の医療保険制度の一元化を見据えたものであると考えています。

なお、現行の国保制度下における不均衡を改善するため、国・府に対し補助金等 の増額を強く要望しているところです。

3. 介護保険・髙齢者施策について

① 本市の介護保険料につきましては、現在、市では府下最低額となっております。 なお、5期の介護保険料については、現在介護保険事業計画推進委員会にて協議中 です。介護保険料独自減免制度につきましては、第3段階の該当者のうち減免要件に該当する者であり、その収入要件等の見直しについては考えておりません。ただし、その他介護給付において食費・居住費の特例減額措置を受けている者を対象としています。

- ② 国庫負担の増額については、要望していきたいと考えます。
- ③ 5期計画の介護保険推進委員会で、検討していきます。
- ④ 現在の制度では、施設整備を進めると介護保険料が増額されるということになり、 施設整備を国に要求することは困難ですが、より良い制度改善を国に要求したいと 思います。
- ⑤ 詳細がわかり次第、5期計画の中で検討していきたいと思います。
- ⑥ 利用料の軽減については、考えておりません。
- ⑦ご意見として受けとめておきます。
- ⑧ ご意見として受けとめておきます。
- ⑨ 5期計画での日常圏域ニーズ調査は、一般高齢者 1,500 人 在宅で要介護 2以下 1,000 人 在宅で要介護 3以上 500 人(全員)の計 3,000 人実施しています。また、介護保険事業計画推進委員には、市民公募の方々にも参画していただいています。
- ⑩ 法に基づいた認定調査を実施しております。また、新規、区分変更時の認定調査は 市職員が実施するなど、認定調査の適正化を図っています。

4. 生活保護について

- ① 平成23年6月1日現在、生活保護世帯1058世帯に対しケースワーカー13名を配置し、ケースワーカー一人当たりの世帯数約81.4世帯であり、社会福祉法第16条の規定に基づき適切な人員管理を行うとともに、経験や資格など人物を考慮した配置に努めております。
- ② 「生活保護のしおり」については、制度の内容や権利・義務等について、わかり やすく説明したものを使用しています。また、しおりと申請用紙についてはカウン ターに置き、相談者にいつでも説明し渡せるようにしています。
- ③ 通院移送費については、厚労省の通知に基づき、個々の被保護者の生活を圧迫することのないよう注意するとともに、日々のケースワークを通じ説明しておりますとともに、適宜支給通知書にその旨の記載し周知を図っております。
- ④ 休日、夜間等においては医療券の交付ができないため、被保護者に対しては直接 医療機関に行き、受付でその旨を伝えることで受診できることを日頃から説明して

おります。

また、児童・生徒が各学校行事に参加した場合については、「医療券」に代わる証 書類はございませんが「保護受給証明書」による対応を教育部門と連携をとってお ります。

- ⑤ 被保護者が自立のために必要と認められる場合は自動車の保有を認めております。 また、障害などで通院が著しく困難な場合についても保有を認めているケースもあ ります。
- ⑥ 原則的に心身の疾患により、医療機関から就労を止められている場合を除き、6 5歳までの稼働年齢層に対しては就労指導をしております。

なお、指導をおこなうに当たっては、希望する職種や就業時間、健康状態や世帯の状況等を踏まえ、稼働能力を慎重に検討したうえで行うようにしております。そのうえで、本人の希望を尊重しながら就労情報の提供やハローワークとの連携による支援をおこなうことにより、就労に結び付けていく体制をとっております。従って当所では実態を無視した就労指導を強要することはありません。

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決に向けて

① 乳幼児医療費助成制度は大阪府の制度であり、一部負担金助成御慶を中学卒業まで無料とすることは、本市の財政状況では困難ですが、助成制度の創設について大阪府市長会を通じて国に要望しているところです。

なお、現在、対象年齢の引上げを検討しております。

- ② 平成23年4月時点において、HTLV-1(成人T細胞白血病)検査、クラミジア検査の受診券を加えた市町村により、補助額の増加となり、本市においては府下平均を下回っております。また近隣市町村においても同様の状態です。今後HTLV-1(成人T細胞白血病)検査等の追加を含め検討して参ります。
- ③ ア. 就学援助の基準額は、生活保護の手引きに基づき算出しています。生活保護 認定時における収入額と所得額及び課税所得額を比べた場合、所得額の方が 生活保護認定時における収入額により近いものと判断されます。
 - イ. 就学援助の申請については、教育委員会事務局指導課で通年受付けています。
 - ウ. 第1回支給月については、就学援助の認定審査、修学旅行等の参加・経費確認 及び学校給食の摂食確認等に基づく援助額決定並びに援助費の口座振込手続 きから、現在のものとなっています。

- ④ 中学校給食の実施につきましては、現状において、 府教委より補助金制度の前段となる素案が送付されておる状態であり、今後の協議において、制度確定とならたものが通知される予定であります。当市の教育委員会といたしましても、府教委の補助金制度の確定に伴って、様々な方法で検討を行い、方向性を決定してまいります。
- ⑤ 子宮けいがんワクチン・ヒブ (細菌性髄膜炎) ワクチンにつきましては、現段階全額公費負担で実施しております。また新型インフルエンザワクチンにつきましては、平成23年3月31日において新型インフルエンザを季節型インフルエンザに移行する通知がありました。今後従来の季節型インフルエンザの接種対象者や費用負担状況も加味し、国の動向を踏まえ、接種費用を検討して参ります。
- ⑥ 平成21年度、大阪府安心こども基金・地域子育て創生事業を活用し、こどもに関する諸施策についての情報誌「子育てガイドブック」を作成いたしましたが、既に在庫もなく新たな事業も展開しておりますので、情報を更新したガイドブックを作成し配布する予定です。

6. 障害者施策について

① 障害福祉サービスの支給決定にあたっては、当該サービスの利用意向を踏まえ、障害の程度や介護者、居住等の状況を勘案し、「泉大津市介護給付費等支給決定基準」に基づき、サービス利用の適否及び支給量を決定しています。

この基準においては、勘案事項の想定の範囲を超えている場合における"非定型の 支給決定"や経過措置的な"支給決定の特例"に関する規定など、そのまま開示すれ ば利用者の混乱を招きかねない条項があることから、現在開示を差し控えています。

ご要望にもありますように、一人ひとりの生活実態や障害の状態を充分考慮し、画 一的な支給決定としないためにも必要な措置と考えておりますので、ご理解ください。

② 大阪府の重度障害者医療費助成制度については、現制度を存続するよう今後とも機会あるごとに大阪府に申し入れていきます。

なお、本制度は大阪府の補助により事業として存立していることから、本市独自の 制度の拡充等は困難であると認識しています。

- ③ 大阪版地方分権推進制度に基づく市町村への権限移譲項目のうち、障害福祉関係で本市が移譲を受けるものは以下のとおりです。
 - 1) 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員への相談等業務の委託
 - 2) 身体障がい者手帳の交付

- 3) 知的障がい者に対する療育手帳の交付決定
- 4) 精神障害者保健福祉手帳の交付
- 5) 指定障がい福祉サービス事業者の指定等
- 6) 社会福祉法人の設立認可等

これらのうち、「身体障がい者相談員・知的障がい者相談員への相談等業務の委託」 については、すでに昨年10月移譲済みです。

また、「身体障がい者手帳の交付」及び「精神障害者保健福祉手帳の交付」については、本年10月移譲予定として研修等準備を進めているところです。

「指定障がい福祉サービス事業者の指定等」及び「社会福祉法人の設立認可等」については、来年10月の移譲に向けて広域的な対応を図るよう関係市・町と協議を進めています。

なお、残る「知的障がい者に対する療育手帳の交付決定」については、国の関係法 令等との関係から現在留保されている状況です。